

入 院

1.入院基本料に関する事項

当診療所には、看護職員が7名以上勤務しております。

2.基本診療料の施設基準に係る届出

- ・有床診療所入院基本料1
- ・夜間緊急体制確保加算
- ・夜間看護配置加算2
- ・看護補助配置加算1
- ・栄養管理実施加算
- ・7級地地域加算

3.入院時食事療養について

入院時食事療養費（Ⅱ）を算定すべき食事療養の基準による届出を行っています。

4.口腔管理連携加算

入院中の口腔状態により、医科における治療に支障が生じる場合、連携歯科医療機関を紹介し、訪問歯科診療を行います。

＜連携歯科＞徳島問屋町K T 歯科

5.医療安全に関する相談・患者相談について

当院の患者様・ご家族様からのご相談やご意見をお伺いしています。

ご心配なこと、お困りのこと、お気づきのことがございましたら、

お気軽にご相談ください。

入院時食事療養費に関する事項

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食あたり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	550円	
		指定難病患者・小児慢性特定疾病 児童等・精神病床入院患者	330円
低所得者 （住民税非課税）	低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	270円
		過去1年間の入院期間が90日超	220円
該当なし	低所得者Ⅰ	130円	

※低所得者Ⅱで、過去1年間の入院期間が90日超となる場合は、

あらたに申請を行って下さい。「標準負担額減額認定証」の交付を受けて下さい

2026年6月 改定

おかがわ内科・小児科